

社会文化科学研究科院生が学部の授業科目を履修する場合の取扱

対象の授業科目

履修対象の授業科目は、科目等履修生の受入れ制度を整備している学部が開講する授業科目とする。ただし、各学部において、履修科目数及び履修対象科目等を制限している場合は、各学部の定めるところによる。

履修要件

次の要件をすべて満たす者

- (1) 当該学生の指導教員の承諾を得た者
- (2) 履修を希望する学部において、出願資格を認められた者
- (3) 履修を希望する学部の授業担当教員の承諾を得た者

履修できる授業科目数・単位数

各学部の定めるところによる。

出願及び期間延長手続き

1 出願書類

科目等履修生として学部の授業科目を履修する場合は、「科目等履修生（入学）願書（本学学生用）」に、在学証明書（入学予定者にあつては、社会文化科学研究科が交付する入学予定証明書）を添付し、履修希望の授業科目を開講する学部の長に願い出るものとする。

2 期間延長願書類

科目等履修生としての期間を延長する場合は、「科目等履修生（期間延長）願書（本学学生用）」により、科目等履修生として在籍している学部の長に願い出るものとする。

3 出願・期間延長申請期間

- (1) 前期 3月28日～4月12日
※受付開始日及び締切日が休業日の場合は、翌業務日とする。
- (2) 後期 9月20日～9月28日
※受付開始日及び締切日が休業日の場合は、翌業務日とする。

4 出願及び期間延長に係る選考結果の通知方法は、各学部の定めるところによる。

授業料、入学料及び検定料

授業料、入学料及び検定料は、不徴収とする。